き行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更した場合とする。

備考　表中の［　］は注記である。

行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者等が、総合経済対策に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更した場合とする。

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第二条　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （書面の交付の特例） 11　法第十四条第二項の経済産業省令で定める場合は、第十三条第五項各号に掲げる場合のほか、ガス小売事業者等が令和四年十月二十八日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」又は令和五年十一月二日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（次項において「総合経済対策等」という。）に基づき行われる都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。 12　法第十五条第一項の経済産業省令で定める場合は、第十四条第一項に規定するもののほか、ガス小売事業者等が、総合経済対策等に基づき行われる都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更した場合とする。	**附　則** （書面の交付の特例） 11　法第十四条第二項の経済産業省令で定める場合は、第十三条第五項各号に掲げる場合のほか、ガス小売事業者等が令和四年十月二十八日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（次項において「総合経済対策」という。）に基づき行われる都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。 12　法第十五条第一項の経済産業省令で定める場合は、第十四条第一項に規定するもののほか、ガス小売事業者等が、総合経済対策に基づき行われる都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更した場合とする。

附　則

この省令は、十二月十三日から施行する。